

太陽電池モジュール有限品質保証書

両面発電デュアルガラスシリーズ

バージョン：20210713

本保証書適用製品	
60および66セル	72セル
LR4-60HBD-xxxM	LR4-72HBD-xxxM
LR5-66HBD-xxxM	LR5-72HBD-xxxM

1. 有限品質保証

本太陽電池モジュールの有限品質保証書(以下、「本有限保証」とする)に規定する太陽電池モジュールの品質保証開始日(以下、「保証開始日」とする)は、弊社の直接お客様にモジュールが引渡された日、または、弊社の工場出荷日から6ヶ月を経過した日のうち、いずれか早い方とします。なお、上記「弊社の直接お客様」とは弊社と太陽電池モジュール売買契約書(以下、「売買契約」とする)を締結したお客様となります。

1.1 12年間の製品限定保証

弊社は、保証開始日から12年以内、モジュール全体(出荷時付随するDCコネクタ、ケーブルを含む)が、弊社が提供したインストールマニュアル通りに設置、運用、メンテナンスされている場合に限り、モジュールの正常設置及び使用に影響の出る材料とプロセスの欠陥が生じないことを保証します。なお、インストールマニュアルは更新される場合がございます。欠陥には太陽電池モジュールを設置した後に生じる外観上の変化や通常の損耗が含まれません。この保証にモジュールの出力の保証は含まれません。モジュール出力の保証に関しては次項の「30年間の出力有限保証」に示し規定されます。

1.2 30年間の出力有限保証

弊社は、保証開始日から30年以内(以下、「出力保証期間」とする)、以下に示す出力保証を行います。出力保証期間の1年目、モジュールの実際の出力は、銘板ラベル出力の少なくとも98%以上です。そして2年目以降の出力減衰は、0.45%/年を超えないものとします。30年目の出力は銘板ラベル出力の少なくとも84.95%以上が保証されます。

保証開始日からの1年間 実際の出力 \geq 銘板ラベル出力 \times (1-2%)

保証開始日2年目から30年目 実際の出力 \geq 銘板ラベル出力 \times (1 - (2% + 0.45% \times (N-1)))

N = 年 (2 \leq N \leq 30)

実際の出力は、弊社の承認した、または、事前に指定した第三者評価機関にて、標準試験条件(後段に定義され、以下、「STC」とする)の下で測定されるものとします。実際の出力を測定する際には、IEC60904に準拠した測定の不確かさが考慮されます。

「STC」とは、スペクトル分布 AM1.5、照度 1,000W/m²、風速 0m/s、セル温度 25°Cの条件を指します。

2. 保証請求手順

本有限保証に基づく如何なる請求は、いかなる場合でも保証期間内に書面またはメールにて、弊社または弊社の授權した代理店に提出するものとします。請求の際、お客様は必要な根拠書類を提供する必要があります。

もしお客様が本有限保証に基づく品質不良があると判断した場合、その状況が確認されてから30日以内に、書面にて弊社の営業チームまたはグローバルテクニカルサービス部に通知するか、弊社のグローバル公式ウェブサイト(www.longi.com)からコンタクトできるEメールにて通知しなければなりません。

通知には以下の情報を含まなければなりません。(a)請求者、(b)不具合の詳細な説明、(c)状況がわかる資料(写真やデータを含みます)、(d)対象製品のシリアル番号、(e)対象製品の購入証明、(f)対象製品の型名、(g)案件設置場所、(h)その他弊社が要求する補足情報。

ただし、お客様が所定の期間内に弊社に通知をしなかった又は、上記(a)-(h)のいずれかの情報を提供することができなかった場合、お客様が弊社に必要な情報が提供されるまで、弊社はいかなる責任を負うことなくお客

様の請求に対する処置を拒否する権利を有します。

弊社は上記請求及び関連資料を受領後、請求の内容に関して調査及び評価致します。弊社は、弊社の判断で必要と認めた場合、モジュールをテストするため弊社の工場へ返却を依頼することができます。その際は、お客様に製品返却許可書（RMA）を発行いたします。製品返却許可書（RMA）が無い場合には弊社はモジュールの返送を受け付けません。お客様が弊社の承諾なくモジュールを返却した場合、モジュールに関連したリスク（製品の紛失及び損害を含むが、それに限らない）と費用はお客様によって負担されます。弊社のテクニカルサービス部が承諾した場合、製品有限保証と出力有限保証に関連した合理的且つ証明できる輸送費用を弊社で負担いたします。

弊社は請求内容を調査するため現地へ代表者を派遣することができます。その際は関連する費用は弊社が負担いたします。弊社が代表者を製品設置現場に派遣した際は、お客様はその調査に積極的に協力をする必要があります。お客様が正当な理由無しに弊社の現地での調査を拒否された場合、必要とする証拠が提出されるまでの間、弊社がクレーム事項の処理を延期する権利を有します。

お客様がモジュールを第三者評価機関（当該評価機関はお客様と弊社の双方の承認を得る必要があります）にて調査を希望する場合、その費用はお客様で予め支払っていただきます。第三者評価機関がモジュールの故障を確認し、その故障の存在及び故障の原因が弊社の責任であると判断した場合、お客様がその調査に関連する直接、合理的且つ証明できる費用（輸送費用、輸送保険費用、テスト費用その他を含む）を弊社に請求することができます。

3. 保証の履行

お客様がモジュールに対し本有限保証の第 1.1 項および第 1.2 項に基づくクレームをした際、弊社が当該クレームの原因が材料または製造上の欠陥と認めた場合、または、お客様のご希望により双方が事前に合意した第三者評価機関の検証で原因が材料または製造上の欠陥と判明した場合、弊社は自分の裁量で、以下のいずれかの保証を行います。

- 1) 欠陥のあるモジュールの修理を行います。当該場合、弊社は修理のための計画を策定し、その計画を遂行します。
- 2) 欠陥のあるモジュールの交換、もしくは、保証値を超えた出力の減衰を補うため、追加のモジュールの提供を行います。
- 3) 欠陥のあるモジュールの残存価値の払い戻し、または、保証値を超えた出力の減衰を補う金額の支払いを行います。

残存価値 = クレーム認定時の製品売価(W 当たり価格) x 銘板ラベル出力 x 残存保証期間/25

出力の減衰を補う金額 = クレーム認定時の製品売価(W 当たり価格) x

(残存出力保証値－実際の出力)

特記事項

- 1) 双方により別に合意した場合を除き、修理されたモジュール、または、交換するモジュールは、売買契約と同一の INCOTERMS 条件の下で同一の納品場所で引渡されます。輸送費用、保険費用、通関費用と他の合理的な費用は売買契約の INCOTERMS 条件に従って双方により負担されます。お客様がその費用を立替え、そして弊社に請求する場合、当該費用関連の領収書を根拠として提供する必要があります。

ます。モジュールの取り外し、再梱包、設置または再設置その他関連する費用はお客様の負担となります。

- 2) 不合格モジュールの修理、交換を行った場合、保証開始日は更新されません。交換または修理されたモジュールの保証期間は欠陥があったモジュールの保証期間の残り期間となります。弊社が不合格モジュールを交換する際、当該型式のモジュールが生産終了又は供給不能になった場合、弊社は自分の裁量により類似品を提供することができます。但し、交換品の銘板ラベル出力は不合格品と同等もしくはそれ以上でなければなりません。
- 3) 弊社の希望または、法令上の要求がない限り、モジュールの廃棄は、お客様が自ら現地の電子廃棄物の処理に関する規則に従い、お客様自身の費用負担にて行ってください。弊社の希望又は法令上の要求によって弊社が回収する場合、関連モジュールの所有権は弊社に属します。お客様が弊社の事前による書面承諾なくモジュールを返却した場合、モジュールに関連したリスク（製品の紛失及び損失を含むが、それに限らない）と費用はお客様によって負担されます。それに加え、弊社はいかなる責任も負わずに、お客様に対してクレーム処理の請求を拒否する権利を有します。弊社の書面により許可がない場合、お客様は交換されたモジュール（不合格品）を如何なる形で再販、改造、再利用などを行うことは出来ません。
- 4) クレームを実際処理するため、お客様との間に別途「クレーム問題処置契約」を締結する必要があります。双方が当該契約の締結が、弊社が本有限保証に基づく救済を行うにあたる前提条件であることを同意します。

4. 免責事項

不可抗力が原因のモジュール欠陥に対して弊社はいかなる責任も負いません。双方は、第9条に定める不可抗力の発生により、弊社が本有限保証による救済を遅れること、もしくは救済不能について責任がないことについて理解し、且つ同意します。

第9条の規定を除き、対象製品が以下のいずれかに該当する場合も、本有限保証の適用が受けられません。

- お客様又はエンドユーザーは、弊社が定めるインストールマニュアル、製品仕様、メンテナンスマニュアルに従わず、不適切な設置、運用、メンテナンスをした場合
- お客様又はエンドユーザーは、誤用、濫用、不注意、故意の破壊をし、又は不慮の事故に該当する場合
- 電源故障、電源サージ、落雷、水害、火事、偶発事故による破損またはその他弊社が制御不可能なイベントによる場合
- 車両や船舶などの可動性の機材（追尾架台システムを除く）または、洋上施設（事前に弊社が許可したフロートシステムや水産複合プロジェクトを除く）に設置された場合
- お客様又はエンドユーザーは、最大システム電圧を超える電圧が印加されるシステムを使用した場合
- 不適切な建築物に設置された場合
- お客様又はエンドユーザーは、極熱（モジュール運転時動作温度範囲を超えることを指す）又は極端な環境で製品を運転した場合、あるいは運転環境の急速な変化により、製品に腐食や酸化が起こり、化学物質の影響により製品機能に損害又は異常が生じた場合

- お客様又はエンドユーザーは、弊社又は弊社の関連会社に一部又は全部の購入費用を支払っていない場合
 - お客様又はエンドユーザーは、弊社または、第三者の知的財産権（特許権、商標権などを含むがこれに限定されない）を侵害する方法で使用した場合
 - LONGi Solar Technology 株式会社を経由しない取引により製品を購入した場合
- その他、弊社の書面による許可を得ずに、ラベルに記載されているモジュールのモデル番号、及びシリアル番号が改ざん、除去、または識別不可にされた場合、弊社はお客様のクレーム処理の請求を拒否することができます。

5. 責任の制限

弊社は、別途書面により承認しない限り、本有限保証以外の如何なる明示的又は黙示的な保証責務を負わず、特に、商品適合性、特別目的・特別用途または応用への適合性、その他弊社の義務または責任等を含むがそれに限りません。お客様は、法的に許容される最大範囲内で、弊社がモジュールに起因又は関連する人身傷害や財産損失、その他損失、或いは傷害（モジュール自身の欠陥又はモジュールの使用又は設置過程により生じた欠陥を含むがそれに限らない）に対して責任を負わないことについて理解、そして同意します。また、弊社はいかなる付随的損害、間接的損害、または特別損害について責任を負いません。製品の不適合により生じた期待利益の損失、生産損失またはビジネスチャンスの失い、風評被害、そしてコストの増加及び収入損失は、明確に保証の対象外となります。また、仮に弊社がお客様の損失を賠償する場合、その累計賠償総額はお客様により支払い済みの欠陥モジュールインボイス価格の総額を超えることはありません。

6. 譲渡

以下条件を全て満たした場合、お客様は弊社に書面で通知することにより、本有限保証の権利と義務を後継者に譲渡することができます。

- 1) モジュールが最初に設置後、取付位置の変更が無く、そして製品の完全を保っている
- 2) モジュールの購入費用及びその他費用（違約金等）がすべて弊社に支払われている
- 3) 譲渡対象が本有限保証の全体であり、一部譲渡は不可である
- 4) 譲受人は本有限保証の全ての規定に同意している

弊社が要求した場合、お客様は所有権の譲渡事実を証明できる合理的な証拠を弊社の通知を受領後 15 日以内に提出しなければなりません。さもなければ、弊社はお客様の請求に対して拒否することができ、譲渡後の保証責任を負いません。

上記の必要条件がすべて満たされる場合のみ、本有限保証は譲渡されます。そうでない場合、弊社は当該譲渡により拘束されず、いかなる責任も負わず請求を拒否する権利を有します。

7. 可分性

本有限保証の一部条項が無効になる場合、又は当該一部の条項が特定の人や特定の条件に対して失効または適用不可となった場合、本有限保証の他の部分が影響されないものとします。この場合、本有限保証の他の条項の独立性及び有効性が認められます。

8. 争議解決

本有限保証に関するすべての紛争（有効性、違反、解除に関する紛争も含む）は、双方が締結した売買契約に規定されている準拠法及び紛争解決方法により解決されます。

弊社とお客様とで、モジュールの欠陥の原因に関して見解の一致が達せられない場合、第三者評価機関、(例えば、Fraunhofer, PI, TÜV SUD, TÜV Rheinland, Intertek, UL, CQC, CGC など) を起用し、最終裁定の判断に参加させることができます。全ての費用は判決に特に取り決めがなければ、敗訴側の負担になります。

弊社は最終的な解釈の権利を保有します。

9. 不可抗力

不可抗力とは、その発生が予見不能、回避不能そして克服不能な客観的な状況です。不可抗力の状況に、戦争、暴動、ストライキ、伝染病と隔離、交通管制、その他社会事件、及び地震、火災、洪水、ブリザード、ハリケーン、落雷と他の天災、さらに労働力の欠如、原材料の不足、キャパシティの不足、技術力の不足、EPC による工事遅延、国内法令、規則、省令または命令による遅延、その他弊社が予測できないイベントが含まれます。

不可抗力の発生または継続により、弊社は本有限保証に基づく対応に遅れた又は対応不能に陥った場合、弊社はそれについてお客様又は如何なる第三者に対して責任を負う必要がありません。ただし、弊社は、不可抗力の発生について、お客様に速やかに通知し、お客様と協議の上、不可抗力による被害を最小限に止めるために必要な方法を講じなければなりません。